

各法律の条項ごとの問い合わせ先一覧

住 所 : 東京都千代田区霞が関3-1-1
 代 表 電 話 : 03-3507-8800

法令名	条項	担当課	内線	備考
消費者契約法	第13条第1項(適格消費者団体の認定)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第17条第2項(認定の有効期間の更新)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第19条第3項(適格消費者団体の地位の承継に係る認可)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第20条第3項(適格消費者団体の地位の承継に係る認可)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第33条第1項(適格消費者団体に対する適合命令)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第33条第2項(適格消費者団体に対する改善命令)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第34条第1項(適格消費者団体の認定の取消し)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第34条第3項(同条第1項第4号の認定)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第35条第1項(差止請求権の承継に係る指定)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第35条第4項(差止請求権の承継に係る指定の取消し)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第35条第5項(差止請求権の承継に関する指定の取消し)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第35条第6項(指定適格消費者団体の指定取消しに係る新たな適格消費者団体の指定)	消費者制度課	2126	
消費者契約法	第35条第7項(指定適格消費者団体の指定取消しに係る新たな適格消費者団体の指定)	消費者制度課	2126	
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	第98条第1項(消費者団体訴訟等支援法人の認定)	消費者制度課	2126	
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	第103条第3項(消費者団体訴訟等支援法人の地位の承継に係る認可)	消費者制度課	2126	
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	第104条第3項(消費者団体訴訟等支援法人の地位の承継に係る認可)	消費者制度課	2126	
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	第112条第1項(消費者団体訴訟等支援法人に対する適合命令)	消費者制度課	2126	
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	第112条第2項(消費者団体訴訟等支援法人に対する改善命令)	消費者制度課	2126	
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	第113条第1項(消費者団体訴訟等支援法人の認定の取消し)	消費者制度課	2126	
消費者安全法	第40条第2項(事業者に対する命令(生命・身体事案))	消費者安全課	2488	
消費者安全法	第40条第5項(事業者に対する命令(財産事案))	消費者政策課	2212	
消費者安全法	第42条(事業者に対する回収等の命令)	消費者安全課	2488	
特定商取引に関する法律	第7条第1項(訪問販売業者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第8条第1項(訪問販売業者に対する業務停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第8条第2項(訪問販売業者の特定関係法人における業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第8条の2第1項(訪問販売業者の役員等に対する業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第8条の2第2項(訪問販売業者の役員等に対する特定関係法人等における業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第14条第1項(通信販売業者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第14条第2項(通信販売電子メール広告受託事業者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第15条第1項(通信販売業者に対する業務停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第15条第2項(通信販売業者の特定関係法人における業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第15条第3項(通信販売電子メール広告受託事業者に対する業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第15条の2第1項(通信販売業者の役員等に対する業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第15条の2第2項(通信販売業者の役員等に対する特定関係法人等における業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第22条第1項(電話勧誘販売業者に対する指示)	取引対策課	2277	

各法律の条項ごとの問い合わせ先一覧

住 所 : 東京都千代田区霞が関3-1-1
代 表 電 話 : 03-3507-8800

法令名	条項	担当課	内線	備考
特定商取引に関する法律	第23条第1項(電話勧誘販売業者に対する業務停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第23条第2項(電話勧誘販売業者の特定関係法人における業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第23条の2第1項(電話勧誘販売業者の役員等に対する業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第38条第1項(連鎖販売業における統括者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第38条第2項(連鎖販売業における勧誘者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第38条第3項(一般連鎖販売業者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第38条第4項(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第39条第1項(連鎖販売業における統括者に対する取引停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第39条第2項(連鎖販売業における勧誘者に対する取引停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第39条第3項(一般連鎖販売業者に対する取引停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第39条第4項(統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者の特定関係法人における業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第39条第5項(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対する業務停止命令)	取引対策課	2278	
特定商取引に関する法律	第39条の2第1項(連鎖販売業における統括者の役員等に対する業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第39条の2第2項(連鎖販売業における勧誘者の役員等に対する業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第39条の2第3項(一般連鎖販売業者の役員等に対する業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第39条の2第4項(統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者の役員等に対する特定関係法人等における業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第46条第1項(特定継続的役務提供業者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第47条第1項(特定継続的役務提供業者に対する業務停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第47条第2項(特定継続的役務提供業者の特定関係法人における業務停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第47条の2第1項(特定継続的役務提供業者の役員等に対する業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第47条の2第2項(特定継続的役務提供業者の役員等に対する特定関係法人等における業務停止命令)	取引対策課	2278	
特定商取引に関する法律	第56条第1項(業務提供誘引販売取引業者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第56条第2項(業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第57条第1項(業務提供誘引販売取引業者に対する取引停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第57条第2項(業務提供誘引販売取引業者の特定関係法人における業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第57条第3項(業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対する業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第57条の2第1項(業務提供誘引販売取引業者の役員等に対する業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第57条の2第2項(業務提供誘引販売取引業者の役員等に対する特定関係法人等における業務停止命令)	取引対策課	2278	
特定商取引に関する法律	第58条の12第1項(訪問購入業者に対する指示)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第58条の13第1項(訪問購入業者に対する業務停止命令等)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第58条の13第2項(訪問購入業者の特定関係法人における業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第58条の13の2(訪問購入業者の役員等に対する業務禁止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第58条の13の3(訪問購入業者の役員等に対する特定関係法人等における業務停止命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第62条(指定法人に対する改善命令)	取引対策課	2277	
特定商取引に関する法律	第63条(指定法人に対する指定の取消し)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第9条第1項(勧誘等の確認)	取引対策課	2277	

各法律の条項ごとの問い合わせ先一覧

住 所 : 東京都千代田区霞が関3-1-1
 代 表 電 話 : 03-3507-8800

法令名	条項	担当課	内線	備考
預託等取引に関する法律	第12条第1項(変更の確認)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第13条(確認の取消し)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第14条第2項(契約の締結等の確認)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第16条第1項(確認の取消し)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第19条第1項(預託等取引の停止等)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第20条第1項(業務の禁止等)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第20条第2項(業務の禁止等)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第21条第1項(特定関係法人における業務の停止等)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第21条第2項(特定関係法人における業務の停止等)	取引対策課	2277	
預託等取引に関する法律	第21条第3項(特定関係法人における業務の停止等)	取引対策課	2277	
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	第7条(措置命令)	取引対策課	2277	
不当景品類及び不当表示防止法	第4条(景品類の制限及び禁止)	表示対策課	03-3507-9233	
不当景品類及び不当表示防止法	第5条(不当な表示の禁止)	表示対策課	03-3507-9233	
日本農林規格等に関する法律	第60条(品質に関する表示の基準の遵守)	食品表示課	2310	
日本農林規格等に関する法律	第61条第3項(製造業者等に対する命令)	食品表示課(食品表示対策室)	2544	
食品衛生法	第19条第2項(表示義務)	食品表示課	2310	
食品衛生法	第59条第2項(営業者に対する命令)	食品表示課(食品表示対策室)	2544	
健康増進法	第43条第1項(特別用途表示の許可)	食品表示課	2310	
健康増進法	第44条(登録試験機関の登録)	食品表示課	2310	
健康増進法	第63条第1項(特別用途表示の承認)	食品表示課	2310	
健康増進法	第66条第2項(違反表示者に対する命令)	表示対策課	03-3507-9233	
食品表示法	第6条第5項(違反表示者に対する命令)	食品表示課(食品表示対策室)	2544	
食品表示法	第6条第8項(食品関連事業者等に対する命令)	食品表示課(食品表示対策室)	2544	
国民生活安定緊急措置法	第6条第2項(小売業者に対する標準価格等の表示に関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第7条第1項(販売業者に対する標準価格に関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第11条第1項(販売業者に対する課徴金納付命令)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第15条第2項(生産業者に対する生産計画の変更に関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第17条(輸入業者に対する輸入に関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第18条(特定の法人に対する輸入に関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第21条第1項(事業者に対する指定物資等の保管に関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第22条第1項(事業者に対する生活関連物資等の売渡しに関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第22条第2項(事業者に対する生活関連物資等の輸送に関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第22条第3項(事業者に対する生活関連物資等の保管に関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第24条第2項(建築をしようとする者に対する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
国民生活安定緊急措置法	第25条第2項(設備の設置を使用とする事業者に対する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律	第4条第1項(売渡しに関する指示)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	

各法律の条項ごとの問い合わせ先一覧

住 所 : 東京都千代田区霞が関3-1-1
 代 表 電 話 : 03-3507-8800

法令名	条項	担当課	内線	備考
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	第4条第2項(売渡しに関する命令)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
物価統制令	第15条(事業者に対する価格等の表示に関する命令)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
物価統制令	第16条(事業者に対する価格等の届出に関する命令)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
物価統制令	第20条第1項(事業者に対する価格等についての特別の割増額を附する旨の命令)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
物価統制令	第20条第2項(財務大臣による事業者に対する価格等についての特別の割増額に関する国庫納付命令)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
物価統制令	第21条(財務大臣による事業者に対する割増額に相当する収入の経理についての必要な事項に関する命令)	参事官(公益通報・協働担当)	2159	
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律	第7条第3項(命令)	消費者政策課寄附勧誘対策室	03-3507-8800	代表に法律名、条項、担当課名をお伝えください。